

平成16年(行ウ)第47号 公金支出差止等請求住民訴訟事件
 原告 藤永知子 外31名
 被告 埼玉県知事 外1名

副
本

証拠説明書

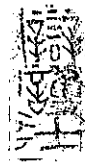
平成17年9月7日

さいたま地方裁判所第4民事部 御中

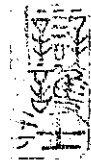
被告兩名訴訟代理人 弁護士 関 口 幸



号証	標目	作成年 月	作成者	立証趣旨
乙2 -1	八ッ場ダムの利水に関する負担金(整理表)	写し	H17. 6.29 埼玉県 土地水政策課	被告準備書面(2) 11頁17項で指摘した金額について。 埼玉県が八ッ場ダムの利水に関して既に支払った金額、このうち、H15.9.10～H16.9.9の一年間において支払った金額及びこのうち、一般会計から埼玉県水道用水供給事業会計に繰り入れられた金額
-2	支出負担行為決議書	写し	H15. 4.21 埼玉県企業局 水道計画課	〃
-3	支払伝票	写し	H15.11.28 埼玉県企業局 水道業務課	〃
-4	支払伝票	写し	H16. 2.19 埼玉県企業局 水道業務課	〃
-5	支出負担行為決議書	写し	H16. 5.31 埼玉県企業局 水道計画課	〃
-6	支払伝票	写し	H16. 6.18 埼玉県企業局 水道業務課	〃
-7	支払伝票	写し	H16. 8.20 埼玉県企業局 水道業務課	〃



-8	支出決議書	写し	H15.11.10	埼玉県企業局 水道業務課	〃
-9	支出決議書	写し	H16. 3.17	埼玉県企業局 水道業務課	〃
-10	平成 15 年度埼玉県水道用水供給事業会計に対する出資について(通知)	写し	H16. 3.26	埼玉県財政課	〃
-11	埼玉県水道用水供給事業会計出資金交付申請書	写し	H16. 3.26	埼玉県企業局 総務課	〃
-12	平成 15 年度埼玉県水道用水供給事業会計補助金交付決定通知書	写し	H16. 3.26	埼玉県財政課	〃
-13	埼玉県水道用水供給事業会計補助金交付申請書	写し	H16. 3.26	埼玉県企業局 総務課	〃
乙 3 -1	H15.9.10 ~ H16.9.9 の一年間において支払った治水関係負担金(整理表)	写し	H17. 6.29	埼玉県 土地水政策課	被告準備書面(2) 12頁 20項で指摘した金額について。 埼玉県が八ッ場ダムの治水に関して H15.9.10 ~ H16.9.9 の一年間において支払った金額
-2	支出命令書(伺い)(第1回支払い分)	写し	H15. 8.26	埼玉県 河川砂防課	〃
-3	支出命令書(伺い)(第2回支払い分)	写し	H15.11.28	埼玉県 河川砂防課	〃
-4	支出命令書(伺い)(第3回支払い分)	写し	H16. 3.23	埼玉県 河川砂防課	〃
-5	内定通知書(過年度調整額)	写し	H15. 4. 1	国土交通省	〃
乙 4 -1	H15.9.10 ~ H16.9.9 の一年間において支払った水源地域対策特別措置法に基づく負担金(整理表)	写し	H17. 6.29	埼玉県 土地水政策課	被告準備書面(2) 12頁 23項で指摘した金額について。 埼玉県が八ッ場ダムの水源地域対策特別措置法に基づいて H15.9.10 ~ H16.9.9 の一年間において支払った金額



-2	支出負担行為決議書	写し	H15. 6.18	埼玉県企業局 水道計画課	〃
-3	変更支出負担行為決議書	写し	H15.12.19	埼玉県企業局 水道計画課	〃
-4	支払伝票	写し	H15. 9.22	埼玉県企業局 水道業務課	〃
-5	支払伝票	写し	H16. 1.19	埼玉県企業局 水道業務課	〃
乙5 -1	H15.9.10 ~ H16.9.9 の一年間 において支払った 水源地域対策基金 (整理表)	写し	H17. 6.29	埼玉県 土地水政策課	被告準備書面(2) 13頁 26項で指摘した金額につ いて。 埼玉県がハッ場ダムの水 源地域対策基金に基づい て H15.9.10 ~ H16.9.9 の一 年間において支払った金額
-2	支出負担行為決議書	写し	H15. 5. 2	埼玉県 土地水政策課	〃
-3	支出命令書	写し	H15.12.12	埼玉県 土地水政策課	〃
-4	支出負担行為決議書(変更)	写し	H16. 3.19	埼玉県 土地水政策課	〃
-5	概算払精算調書	写し	H16. 3.19	埼玉県 土地水政策課	〃
-6	支出負担行為決議書	写し	H16. 4.28	埼玉県 土地水政策課	〃
-7	支出命令書(伺い)	写し	H16. 7. 7	埼玉県 土地水政策課	〃

乙6	利根川水系工事実施基本計画	写し	H 4. 4.	建設省河川局	・ハッ場ダムは、平成9年 改正前河川法の「基本計画」 に位置付けられたダムであ ること。 ・現河川法の河川整備計画 に基づき建設されるダムで あること。
乙7	利根川水系及び荒 川水系における水 資源開発基本計画	写し	S51. 4.21	国土庁	・ハッ場ダムは、水資源開 発促進法第4条の「水資源 開発基本計画」に位置付け されていること。
乙8	ハッ場ダムの建設 に関する基本計画	写し	S61. 7.10	建設省	・ハッ場ダムは、特定多目 的ダム法第4条第1項の 「基本計画」に位置付けら れていること。



乙 9	八ッ場ダム建設事業のご案内	原本	H17. 3	国土交通省関東地方整備局八ッ場ダム工事事務所	・八ッ場ダム建設事業の詳細内容
乙 10	利根川水系工事実施基本計画	写し	S40. 4	建設省河川局	・当初における平成 9 年改正前河川法第 16 条第 1 項の「工事実施計画」の内容
乙 11	利根川水系工事実施基本計画	写し	S55.12	建設省河川局	・流域の発展、近年の出水状況を考慮し、全面改訂した「工事実施計画」の内容
乙 12	利根川水系工事実施基本計画	写し	H 7. 3	建設省河川局	・現在における「工事実施計画」の内容 ・八ッ場ダムは、洪水調整、用水補給を行う多目的ダムであること。 ・利根川ダム群における洪水調節容量
乙 13	官報第 10607 号	写し	S37. 4.30	総理府	・利根川を「水資源開発水系」に指定したこと。
乙 14	利根川水系における水資源開発基本計画	写し	S37. 8.20	総理府	・利根川水系に係る水資源開発基本計画を決定したこと。
乙 15	官報第 14399 号	写し	S49.12.27	総理府	・荒川を「水資源開発水系」に指定したこと。
乙 16	利根川水系及び荒川水系における水資源開発基本計画の全部変更について	写し	S63. 2. 6	国土庁	・八ッ場ダム事業目的に 1 都 5 県に係る水道及び工業用水の確保が明記されていること。
乙 17	利根川水系及び荒川水系における水資源開発基本計画	写し	H13. 9.18	国土交通省	・八ッ場ダム建設事業の予定工期が「昭和 42 年度から平成 22 年度まで」に変更されていること。
乙 18	利根川水系及び荒川水系における水資源開発基本計画	写し	H14.12.11	国土交通省	・社会経済情勢の変化に伴い水資源開発基本計画を見直したこと。
乙 19	八ッ場ダムの建設に関する基本計画	写し	H13. 9.27	国土交通省	・八ッ場ダムの工期を「昭和 42 年度から平成 22 年度まで」に延長したこと。



乙 20	八ッ場ダムの建設に関する基本計画	写し	H16. 9.28	国土交通省	<ul style="list-style-type: none">・八ッ場ダム建設事業の総事業費を約 4,600 億円としたこと。・八ッ場ダム建設事業の目的として、流水の正常な機能維持を加えたこと。・八ッ場ダムによる洪水調節容量・八ッ場ダム建設により新たに取水可能となる水量・八ッ場ダムの主な諸元
乙 21	埼玉県長期構想	写し	S53.10	埼玉県	<ul style="list-style-type: none">・県計画における水資源開発の位置付け
乙 22	埼玉県新長期構想	写し	S60. 3	埼玉県	<ul style="list-style-type: none">・県計画における水資源開発の位置付け
乙 23	埼玉県新長期構想改訂版	写し	H 4. 3	埼玉県	<ul style="list-style-type: none">・県計画における水資源開発の位置付け
乙 24	埼玉県長期ビジョン	写し	H 9. 2	埼玉県	<ul style="list-style-type: none">・県計画における水資源開発の位置付け
乙 25-1	利根川	写し	H9.	建設省	<ul style="list-style-type: none">・カスリン台風における被害状況
乙 25-2	カスリン洪水（昭和22年9月）と利根川本川東村堤防決潰について	写し	S23.1	建設院	〃